

## 地域振興委員長報告

### 第 97 回定例会 12 月定例会議

去る 12 月 3 日に開議されました本会議において、本委員会に付託されました議案について、11 日に地域振興委員会を開催し審査を行いましたので、その結果と経過について報告します。

議第 6 号、議第 14 号、議第 19 号、議第 20 号の議決案件 4 件は、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、陳情第 1 号は全会一致で「趣旨採択」と決しました。

主な審査の経過について報告いたします。

「議第 6 号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について」、執行部より、本会議で質問のあった申請者の負担に関して、今回の改正で許可申請から認定申請になったことにより手数料は減となると補足説明がありました。

「陳情第 1 号 広瀬町志多町地区内冠水対策及び水路整備について」は、事前に現地視察を行い、地元の陳情者の方々から話を伺った後に、慎重に審議を行いました。

水路整備について、側溝蓋がない箇所の転落防止には柵をすることも有効ではないかという案も意見として出ました。

一方、冠水対策については、この地区内の水路、側溝だけの問題ではなく、下流からの対策を含めて全体的な改善策を考えないと根本的な解決にはならないという意見が多数ありました。

対策を進めることは必要であるが、現時点で具体的な改善策が見通せず、時間も費用もかかる問題であることから、全会一致で趣旨採択と決しました。

以上、地域振興委員長報告といたします。